

令和6年度 部活動に係る活動方針

I 本校部活動の方針

本校学校経営計画及び「八王子市教育委員会 市立学校に係る部活動の方針」等※¹を踏まえ、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動環境を構築する」という観点に立ち、以下の方針を示し、心身の健康を育む部活動を展開する。

- 1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むべく、学習活動をはじめとした他の教育活動と部活動との両立を図る。
- 2 希望生徒の自主的・自発的な参加により、合理的、効率的に取り組み、効果をあげる。
- 3 技術や体力のみならず、遵法精神や礼儀、協調性等を身に付ける場とする。
- 4 卒部後も見据え、生涯スポーツや文化を楽しむことができるようにする。
- 5 運営に当たっては、顧問や指導者の指導の下、安全の確保を行う。

※¹ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」、「八王子市立学校に係る部活動の方針」

II 適切な休業日等の設定方針

生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学等の研究も踏まえ、以下を基準とする。

1 休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

※ 平日及び週休日の各1日以上を休養日とする。

大会等の都合により休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

- (2) 長期休業日も平日と同様の休養日を設ける。また、原則として3日以上 of 休養期間を設ける。

- (3) 定期考査1週間前の日から考査終了までは原則として活動しないものとする。

- (4) 学校行事や会議等のために全校一斉休養日を設定することもある。

2 活動時間

- (1) 学期中の平日の実活動時間は2時間程度とする。

- (2) 週休日及び長期休業中の実活動時間は3時間程度とする。

Ⅲ 設置している部活動

1 運動部

- (1) 陸上競技 (2) 男子バスケットボール (3) 女子バスケットボール
(4) バレーボール (5) 卓球 (6) 野球 (7) サッカー (8) ソフトテニス
(9) バドミントン

2 文化部

- (1) 吹奏楽 (2) 創作 (3) 美術 (4) ボランティア (5) 演劇

Ⅳ 各部の活動計画

別紙のとおり

Ⅴ その他

- 1 入部は1年単位とし、毎年入部届を提出する。
- 2 部は基本的には新設しない。
- 3 顧問がいなくなった場合は、部員の募集を停止したり、廃止したりする。
- 4 顧問及び指導者は体罰やハラスメントを絶対に行わない。
- 5 保護者の当番活動や経済的負担等が荷重にならないよう配慮する。